

発議案第 3 号

河内長野市議会の個人情報の保護に関する条例の改正について
別紙のとおり河内長野市議会会議規則第 14 条第 1 項の規定により議案
を提出する。

令和 7 年 3 月 26 日提出

提出者

吉竹 英行

賛成者

峯 満寿人

駄場中大介

大原 一郎

河内長野市議会

議長 堀川 和彦 様

提 案 理 由

行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律の改正に伴い、所要の規定の整備等を行うため、本条例を改正する。

河内長野市議会の個人情報の保護に関する条例の改正について

て

河内長野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例を次のように定める。

河内長野市条例第 号

河内長野市議会の個人情報の保護に関する条例の一部を改正する条例

河内長野市議会の個人情報の保護に関する条例（令和５年河内長野市条例第１号）の一部を次のように改正する。

第２条第４項ただし書中「。以下」を「。第２１条において」に改め、同条第１０項中「以下」を「第１２条第５項において」に、「第２条第８項」を「第２条第９項」に改める。

第１２条第５項中「及び第３０条」を削り、同項の表中「第２条第９項」を「第２条第１０項」に改める。

第１７条第１項各号列記以外の部分中「以下」を「第３項において」に改め、同条第２項第１号ア中「又は」を「若しくは」に、「、福利厚生」を「若しくは福利厚生」に、「その他」を「又は」に改める。

第１９条第１項中「議会の保有する」を削り、同条第２項中「この章において」及び「この章及び第４９条において」を削る。

第２８条第２項中「この章において」を削る。

第３２条第２項中「この章及び第４９条において」を削る。

第３３条第３項中「この章において」を削る。

第 3 9 条第 1 項ただし書中「この章において」を削り、同条第 2 項中「この章及び第 4 9 条において」を削る。

第 4 0 条第 3 項中「この章において」を削る。

第 4 8 条中「第 4 章」を「前章」に改める。

第 4 9 条中「特定」の次に「に資する情報の提供」を加える。

附 則

この規則は、令和 7 年 4 月 1 日から施行する。

改正前			改正後			適用期日
(定義) 第2条 (略) 2及び3 (略) 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、河内長野市情報公開条例（平成9年河内長野市条例第2号。<u>以下「情報公開条例」という。</u>）第2条第2号に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。 5～9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>以下「番号利用法」という。</u>）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。 11～13 (略) (利用及び提供の制限) 第12条 (略) 2～4 (略) 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで<u>及び第30条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			(定義) 第2条 (略) 2及び3 (略) 4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、河内長野市情報公開条例（平成9年河内長野市条例第2号。<u>第21条において「情報公開条例」という。</u>）第2条第2号に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。 5～9 (略) 10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>第12条第5項</u>において「番号利用法」という。）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。 11～13 (略) (利用及び提供の制限) 第12条 (略) 2～4 (略) 5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。			令和7年4月1日
~~~~~			~~~~~			

改正前		改正後		適用期日
(定義)   第2条 (略)   2及び3 (略)   4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、河内長野市情報公開条例（平成9年河内長野市条例第2号。<u>以下「情報公開条例」という。</u>）第2条第2号に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。   5～9 (略)   10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>以下「番号利用法」という。</u>）<u>第2条第8項</u>に規定する特定個人情報をいう。   11～13 (略)   (利用及び提供の制限)   第12条 (略)   2～4 (略)   5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号まで<u>及び第30条</u>の規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		(定義)   第2条 (略)   2及び3 (略)   4 この条例において「保有個人情報」とは、議会の事務局の職員（以下この章から第3章まで及び第6章において「職員」という。）が職務上作成し、又は取得した個人情報であって、職員が組織的に利用するものとして、議会が保有しているものをいう。ただし、河内長野市情報公開条例（平成9年河内長野市条例第2号。<u>第21条において「情報公開条例」という。</u>）第2条第2号に規定する行政文書（以下「行政文書」という。）に記録されているものに限る。   5～9 (略)   10 この条例において「特定個人情報」とは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。<u>第12条第5項</u>において「番号利用法」という。）<u>第2条第9項</u>に規定する特定個人情報をいう。   11～13 (略)   (利用及び提供の制限)   第12条 (略)   2～4 (略)   5 保有特定個人情報に関しては、第2項第2号から第4号までの規定は適用しないものとし、次の表の左欄に掲げる規定の適用については、これらの規定中同表の中欄に掲げる字句は、同表の右欄に掲げる字句とする。		令和7年4月1日
~~~~~		~~~~~		

第 3 9 条 第 1 項 第 1 号	又は第 1 2 条 第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき	第 1 2 条 第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 2 0 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 2 9 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第 2 条 第 9 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき	第 3 9 条 第 1 項 第 1 号	又は第 1 2 条 第 1 項及び第 2 項の規定に違反して利用されているとき	第 1 2 条 第 5 項の規定により読み替えて適用する同条第 1 項及び第 2 項（第 1 号に係る部分に限る。）の規定に違反して利用されているとき、番号利用法第 2 0 条の規定に違反して収集され、若しくは保管されているとき、又は番号利用法第 2 9 条の規定に違反して作成された特定個人情報ファイル（番号利用法第 2 条 第 1 0 項に規定する特定個人情報ファイルをいう。）に記録されているとき
.....					

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第 1 7 条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（以下「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与又は報酬、福利厚生に関する事項その他これらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ (略)

（個人情報ファイル簿の作成及び公表）

第 1 7 条 議長は、その定めるところにより、議会が保有している個人情報ファイルについて、それぞれ次に掲げる事項その他議長が定める事項を記載した帳簿（第 3 項において「個人情報ファイル簿」という。）を作成し、公表しなければならない。

(1)～(9) (略)

2 前項の規定は、次に掲げる個人情報ファイルについては、適用しない。

(1) 次に掲げる個人情報ファイル

ア 議会の議員若しくは議員であった者又は職員若しくは職員であった者に係る個人情報ファイルであって、専らその人事、議員報酬、給与若しくは報酬若しくは福利厚生に関する事項又はこれらに準ずる事項を記録するもの（議長が行う職員の採用試験に関する個人情報ファイルを含む。）

イ～キ (略)

(2)及び(3) (略) 3 (略) (開示請求権) 第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、<u>議会の保有する自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。</u> 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下<u>この章において</u>「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下<u>この章及び第49条において</u>「開示請求」という。）をすることができる。 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第28条 (略) 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定（以下<u>この章において</u>「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1)及び(2) (略) 3 (略) (訂正請求権) 第32条 (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下<u>この章及び第49条において</u>「訂正請求」という。）をすることができる。 (訂正請求の手続) 第33条 (略) 2 (略) 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下<u>この章において</u>「訂正請求者」という。）	(2)及び(3) (略) 3 (略) (開示請求権) 第19条 何人も、この条例の定めるところにより、議長に対し、自己を本人とする保有個人情報の開示を請求することができる。 2 未成年者若しくは成年被後見人の法定代理人又は本人の委任による代理人（以下「代理人」と総称する。）は、本人に代わって前項の規定による開示の請求（以下「開示請求」という。）をすることができる。 (第三者に対する意見書提出の機会の付与等) 第28条 (略) 2 議長は、次の各号のいずれかに該当するときは、第25条第1項の決定（以下「開示決定」という。）に先立ち、当該第三者に対し、議長が定めるところにより、開示請求に係る当該第三者に関する情報の内容その他議長が定める事項を書面により通知して、意見書を提出する機会を与えなければならない。ただし、当該第三者の所在が判明しない場合は、この限りでない。 (1)及び(2) (略) 3 (略) (訂正請求権) 第32条 (略) 2 代理人は、本人に代わって前項の規定による訂正の請求（以下「訂正請求」という。）をすることができる。 (訂正請求の手続) 第33条 (略) 2 (略) 3 議長は、訂正請求書に形式上の不備があると認めるときは、訂正請求をした者（以下「訂正請求者」という。）に対し、相当の
--	---

に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下この章において「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1)及び(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下この章及び第49条において「利用停止請求」という。）をすることができる。

(利用停止請求の手續)

第40条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下この章において「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第48条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、第4章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれ

期間を定めて、その補正を求めることができる。

(利用停止請求権)

第39条 何人も、自己を本人とする保有個人情報に次の各号のいずれかに該当すると思料するときは、この条例の定めるところにより、議長に対し、当該各号に定める措置を請求することができる。ただし、当該保有個人情報の利用の停止、消去又は提供の停止（以下「利用停止」という。）に関して他の法令の規定により特別の手續が定められているときは、この限りでない。

(1)及び(2) (略)

2 代理人は、本人に代わって前項の規定による利用停止の請求（以下「利用停止請求」という。）をすることができる。

(利用停止請求の手續)

第40条 (略)

2 (略)

3 議長は、利用停止請求書に形式上の不備があると認めるときは、利用停止請求をした者（以下「利用停止請求者」という。）に対し、相当の期間を定めて、その補正を求めることができる。

(適用除外)

第48条 保有個人情報（不開示情報を専ら記録する行政文書に記録されているものに限る。）のうち、まだ分類その他の整理が行われていないもので、同一の利用目的に係るものが著しく大量にあるためその中から特定の保有個人情報を検索することが著しく困難であるものは、前章（第4節を除く。）の規定の適用については、議会に保有されていないものとみなす。

(開示請求等をしようとする者に対する情報の提供等)

第49条 議長は、開示請求、訂正請求又は利用停止請求（以下この条において「開示請求等」という。）をしようとする者がそれ

それぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報に資する情報の提供その他開示請求等を行う者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。

それぞれ容易かつ的確に開示請求等を行うことができるよう、保有個人情報に資する情報の提供その他開示請求等を行う者の利便を考慮した適切な措置を講ずるものとする。